

田野町 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

1. 目的

- 住宅の耐震化を推進するために、住宅所有者の方に耐震化に対する理解を更に深めてもらう。
- 重点的に耐震化を推進する区域を緊急耐震重点区域と定め、戸別訪問を含む、住宅所有者への積極的な普及啓発を行う。

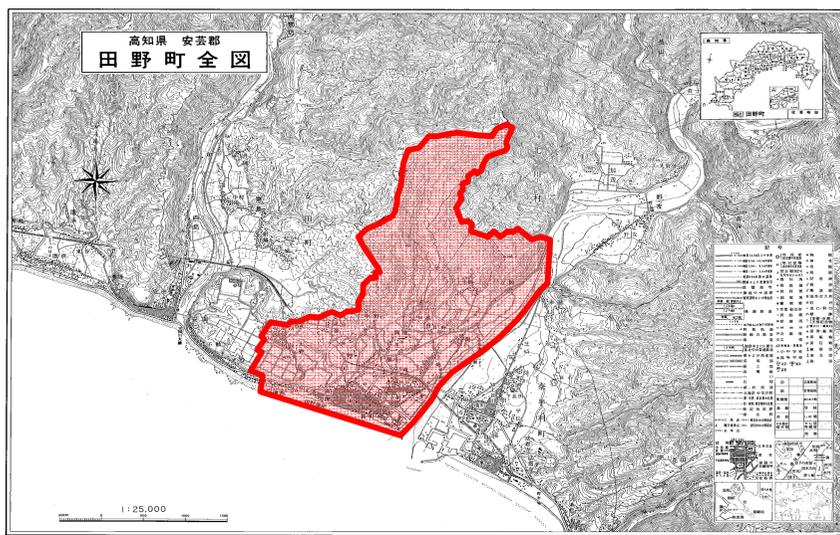
2. 重点区域の設定

重点区域は、住宅耐震化の状況から下記の区域とする。

重点区域： 田野町全域

○対象住宅 ・昭和56年5月以前に建築された住宅

○訪問する地区 ・田野町全域



3. 期間

本プログラムの取組期間は下記の通りとする。

取組期間： 平成30年度～令和7年度（8年間）

	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
AP作成									
戸別訪問									

4. 取組内容

(1) 戸別訪問の実施

戸別訪問は下記の通り行う。

- ① 戸別訪問員として個人と委託契約を締結
- ② 住宅耐震に関する補助事業の説明、診断の相談
- ③ 家具固定・ブロック塀対策に関する情報提供
- ④ その他防災に関する相談

(2) 診断を受けた住宅所有者に対する啓発

- 耐震診断の結果報告時に、耐震改修費用の目安となるように概算見積りを提出
- 診断済みの住宅所有者に対して再度戸別訪問を実施し啓発を行う

(3) 事業者育成・事業者情報の提供

- ① 事業者育成講習会の実施
- ② 登録事業者一覧の掲載
- ③ 電話相談窓口を開設

(4) その他の普及啓発活動

戸別訪問と併せて、下記啓発活動も引き続き実施していく。

- ① 住宅耐震啓発パンフの配布
- ② 住民説明会
- ③ 広報誌、回覧板による周知

5. 関係団体との連携

戸別訪問及びその他の普及啓発活動において、県、高知県住宅・建築物耐震改修支援機関及び建築関係団体等と連携して活動に取り組む

6. 実績の公表

- 当該年度毎に訪問戸数・診断実績・改修実績の件数を取りまとめ、当該年度末までに県に報告する。
- 実績は、県が取りまとめ、県のHPにて公表する。